

公益社団法人日本地理学会「災害地理学研究助成」取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地理学会（以下「本学会」という。）寄付金等取扱規程第2条(3)に規定する特別寄付金として、故門村 浩名誉会員のご遺族から寄贈された資金を原資に設置された「災害地理学研究助成」に関して必要事項を定めるものである。

(趣 旨)

第2条 本助成は、故門村 浩名誉会員のご遺族による寄贈の趣旨に沿い、災害に関する地理学的な研究を振興・発展させるために、本学会の若手会員による調査・研究の助成に充当する。

(寄付金の開始と終了)

第3条 本寄付金は、2022年4月1日に開始し、2042年3月31日までに終了する。もしくは、本助成の残額がなくなり次第終了する。

(助成の対象)

第4条 本助成による助成対象者は、本学会の40歳未満（申請時直後の4月1日現在）で研究資金を確保することが困難と認められる会員とする。

(助成の申請)

第5条 本助成を受けようとする者は、別に定める様式の申請書に必要事項を記入し、本学会理事長宛に申請するものとする。

2 申請の受付期間は、毎年11月1日から11月末日までとする。

(申請の審査)

第5条 申請に対する助成の可否については、本助成審査委員会（以下「委員会」という。）で審査する。

2 委員会は、理事長が指名する会員5名で構成する。

3 委員会は、定款第4条及び本規程第2条の趣旨に基づいて助成候補者を選考する。

4 委員会は、審査結果を翌年1月末日までに理事長に答申する。

(助成の決定)

第7条 理事長は、委員会の答申に基づいて採択者を決定し、申請者に審査結果を文書で通知するとともに、ホームページで公開する。

(助成額および助成件数)

第8条 助成額は、別に定める金額とする。

2 助成件数は、財務状況を勘案して理事長が定める。

3 助成金の交付時期については別に定める。

(義務)

第9条 本助成の交付を受けて行われた調査・研究については、調査実施後に報告書を理事長に提出しなければならない。

2 調査・研究結果については、助成期間終了後1年以内に本学会学術大会において口頭発表を行わなければならない。

3 本助成の交付を受けて行われた調査・研究をもとに論文または著書を発表する際には、本助成による助成研究である旨を明記しなければならない。

(規程の変更)

第10条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

付 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は2022年3月2日から施行する。